

令和 6 ・ 7 年度高知市建設工事競争入札追加参加有資格者の格付に係る審査方法等（市内建設業者のみ）

（趣旨）

- 1 令和 6 年 10 月 15 日付け高知市告示第 167 号第 10 項有資格者の格付に係る審査方法等について定める。

（格付方法）

- 2 有資格者を工事種別ごとに、建設業法第 27 条の 29 の規定による経営事項審査の総合評定値（以下「客観的事項評定値」という。）と、市長が別に定める項目（以下「主観的事項」という。）の評価点の合計値とを足し合わせた値（以下「加算総合数値」という。）に基づき行う（業種別格付点数については、加算総合数値の算定後に定めるものとする。）。

（格付の有効期間）

- 3 格付の有効期間については、令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日とする。

（主観的事項の評価点について）

- 4 主観的事項は、次のとおりとする。

主観的事項	評価点	評価方法
(1) 年間平均完成工事高（高知市発注工事 元請に限る）	3～20 点	高知市発注工事（元請）における過去 2 か年度分の年間平均完成工事高により自動加点
(2) 工事成績（高知市発注工事）	－30～50 点	高知市発注工事における過去 2 か年度分の工事成績評定の平均点により自動加点
(3) 指名停止	0～－60 点	審査基準日の前の 2 年間を評価対象期間とし、指名停止期間に応じて減点
(4) 防災協定の締結又は消防団協力事業所認定	10 点	第 5 項（4）に該当があれば加点 ※対象者によっては提出書類有
(5) 障害者雇用	20 点	県の資格審査における地域点数から自動加点 ※対象者によっては提出書類有
(6) 次世代育成支援企業認証等、高知県見守り雇用主認証企業取得並びに協力雇用主としての登録及び雇用実績	20 点	県の資格審査における地域点数から自動加点
(7) 安全対策	5 点	県の資格審査における地域点数から自動加点
(8) コンプライアンス研修	5 点	県の資格審査における地域点数から自動加点

(主観的事項の評価基準及び評価点)

5 前項に掲げる(1)から(8)までの主観的事項に係る評価基準及び評価点については、次のとおりとする。

(1) 年間平均完成工事高 (業種別ごとに適用)

高知市発注工事 (元請) における過去 2 か年度分 (令和 3・4 年度) の年間平均完成工事高を、次の表に当てはめ、評価点とする。

評価点	業種別年間平均完成工事高 (万円)			評価点	業種別年間平均完成工事高 (万円)		
	以上		未満		以上		未満
20	10,000			11	5,500	～	6,000
19	9,500	～	10,000	10	5,000	～	5,500
18	9,000	～	9,500	9	4,500	～	5,000
17	8,500	～	9,000	8	4,000	～	4,500
16	8,000	～	8,500	7	3,500	～	4,000
15	7,500	～	8,000	6	3,000	～	3,500
14	7,000	～	7,500	5	2,500	～	3,000
13	6,500	～	7,000	4	2,000	～	2,500
12	6,000	～	6,500	3			2,000

(2) 工事成績 (業種別ごとに適用)

高知市発注工事における過去 2 か年度分 (令和 3・4 年度) の工事成績評点の平均点を、次の表に当てはめ、評価点とする。

評価点	工事評定平均点 (点)		
	以上		未満
50	85		
45	83	～	85
40	81	～	83
35	79	～	81
30	77	～	79
25	75	～	77
20	73	～	75
15	71	～	73
10	69	～	71
5	67	～	69
0	65	～	67
-5	63	～	65
-10	60	～	63
-15	55	～	60
-20	50	～	55
-30		～	50

(3) 指名停止（全業種に適用）

審査基準日の前の2年間（令和3年10月1日から令和5年9月30日まで）を評価対象期間とし、当該期間内に高知市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止措置通知を受けた者について、当該通知による指名停止期間に応じて次の表のとおり減点を行う。

評価点	指名停止期間
- 10	1 か月以下
- 20	2 か月
- 30	3 か月
- 40	4 か月
- 50	5 か月
- 60	6 か月以上

※評価対象期間内に複数回にわたって指名停止措置通知を受けた場合は、それぞれの通知による指名停止期間を合算する。

(4) 防災協定の締結又は消防団協力事業所認定（全業種に適用）

評価点 10 点

評価の条件：審査基準日時点において、ア又はイのどちらかの防災協定を締結していること（団体で締結している場合の構成員を含む。）。

ア 高知市と締結された災害時の応急対策活動に関する協定

イ 高知県と締結された協定で、高知市に効力を有する災害時の応急対策活動に関する協定又は、審査基準日時点において、高知市消防団協力事業所に認定されていること。

なお、当該項目の評価点の上限は10点とし、「防災協定の締結」及び「消防団協力事業所認定」の全てに該当する場合でも、評価点は10点とする。

提出書類：防災協定の締結については、審査基準日時点において、高知市若しくは高知県との協定で高知市に効力を有する災害時の応急対策活動に関する協定を締結していることを証明する書類（高知市及び高知県双方と協定を締結している場合は、高知市と協定を締結していることを証明する書類）。団体で締結している場合は、団体の代表者が構成員であることを証明する書類（写しで可）。

※以下の協定については、本市において構成員であることの確認を行うため、証明書類の提出は不要とする。ただし、以下の協定以外の場合は、協定を締結していることを証明する書類（写しで可）を高知市に提出すること。

（本市において確認を行う協定及び団体）

- ・ 高知県建設業協会 「災害時の応急対策活動協力に関する協定」
- ・ 鏡・土佐山地区建設業協会 「災害時の応急対策活動協力に関する協定」
- ・ 高知県設備協会 「大規模災害時における支援活動に関する協定」
- ・ 高知市管工事設備業協同組合 「災害時の応急活動協力に関する協定」
- ・ 高知中央電気工事事業協同組合 「災害時における電気設備等の復旧に関する協定」

消防団協力事業所の認定については、本市において高知市消防団協力事業所の認定を受けていることの確認を行うため、証明書類の提出は不要とする。

(5) 障害者の雇用（全業種に適用）

評価点 20 点

評価の条件：法定雇用率（2.3%）を超えて、若しくは雇用義務のない建設業者（常用雇用労働者数 43.5 人未満の建設業者）が障害者を雇用している場合は、評価点 20 点とする。なお、当該障害者については、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）に基づき判断する。

(6) 次世代育成支援企業認証等、高知県見守り雇用主認証企業取得並びに協力雇用主としての登録及び雇用実績（全業種に適用）

評価点 20 点

評価の条件：ア 審査基準日以前に、次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）に基づく「くるみん認定」、「トライくるみん認定」若しくは「プラチナくるみん認定」を取得しており、かつ、審査基準日において、認定取消又は辞退がなされておらず厚生労働省により認定企業として認められている場合は、評価点 20 点とする。

イ 審査基準日以前に、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）に基づく「えるぼし認定（第 1 段階）」、「えるぼし認定（第 2 段階）」、「えるぼし認定（第 3 段階）」若しくは「プラチナえるぼし認定」を取得しており、かつ、審査基準日において、認定取消又は辞退がなされておらず厚生労働省により認定企業として認められている場合は、評価点 20 点とする。

ウ 審査基準日以前に、青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和 45 年法律第 98 号）に基づく「ユースユール認定」を取得しており、かつ、審査基準日において、認定取消又は辞退がなされておらず厚生労働省により認定企業として認められている場合は、評価点 20 点とする。

エ 審査基準日において、高知県ワークライフバランス推進企業認証制度要綱に基づく高知県ワークライフバランス推進企業認証を取得している場合は、評価点 20 点とする。

オ 審査基準日において、高知県見守り雇用主認証企業制度要綱に基づく高知県見守り雇用主認証企業を取得している場合は、評価点 20 点とする。

カ 審査基準日において、法務省の実施する協力雇用主制度に基づく登録がされており、かつ入札参加資格審査基準日の前 3 年間に、同制度に基づく雇用実績がある場合（ただし、雇用主側から解雇した場合を除く。）は、評価点 20 点とする。

なお、当該項目の評価点の上限は 20 点とし、アからカの全てに該当する場合でも、評価点は 20 点とする。

(7) 安全対策（全業種に適用）

評価点 5 点

評価の条件：審査基準日において、建設業労働災害防止協会に加入している場合は、評価点 5 点とする。

(8) コンプライアンス研修（全業種に適用）

評価点 5 点

評価の条件：審査基準日の属する年度の前年度及び前々年度において、高知県土木部土木政策課が実施す

る「事業者向けコンプライアンス研修及び働き方改革支援研修」を受講している場合は、評価点5点とする。ただし、令和6年度に行う資格審査においては、令和5年度に実施する研修を受講している場合に加点対象とする。